

第3章 組合議会

○海部地区急病診療所組合議会の定例会の回数を定める条例

(昭和61年6月16日)
(条例第2号)

改正 平成21年8月24日 条例第5号

海部地区急病診療所組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。